第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1.

計画策定(改定)の背景

(1) 第2次環境基本計画の策定について

本市では、豊かな自然環境を保全し、将来にわたり市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するため、平成19年6月に「二本松市環境基本条例」を制定しました。平成21年3月には、この条例に基づき「二本松市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染がわたしたちを取り巻く環境を大きく変化させる中、自然環境への負荷の軽減や新たな環境施策の取り組みなど、より効果的な計画となるよう、平成27年3月に「二本松市環境基本計画」を改定しました。

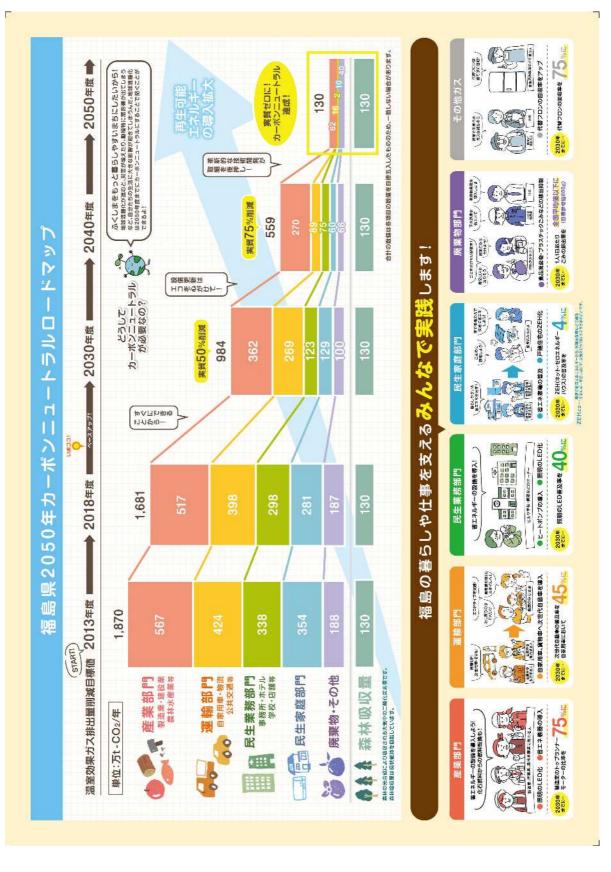
平成30年度をもって「二本松市環境基本計画」の計画期間が満了となることから、現在本市が抱える環境に関する課題を明確にするとともに、社会情勢の変化や、東日本大震災により生じた状況、気候変動の更なる進行なども踏まえ、「二本松市環境基本条例」に定める基本理念の実現を目的として「第2次二本松市環境基本計画」(以下、「計画」という。)を策定しました。また、本計画は、気候変動への適応策や緩和策を考慮すべく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「実行計画」という。)を包含する内容としました。

(2) 第2次環境基本計画の改定の背景

地球温暖化対策を推進するために、国においては、令和 2 年 10 月に令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す宣言がなされ、令和 3 年 10 月には、令和 12 年(2030 年)までに温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指すことを閣議決定しました。

また、福島県においては、令和 3 年 2 月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」宣言をするとともに、令和 4 年 5 月には、福島県カーボンニュートラルロードマップを公表し、持続可能な脱炭素社会の形成を目指すこととしました。

本市としても国及び福島県が掲げる目標に合わせ、地域との調和を図りながら脱炭素 社会の実現を目指すために第2次二本松市環境基本計画を改定するものです。



資料:福島県環境共生課 福島県地球温暖化対策ポータル

二本松市環境基本条例第3条で定める4つの基本理念に基づいて、豊かな自然環境を保全し、将来にわたる市民の健康的で文化的な生活を確保するため、以下の4項目を基本理念とします。

○ 環境への負荷低減に努め、持続可能な循環型社会の形成実現を目指すこと

良好な自然環境は微妙なバランスのうえに成り立っています。意識をして、環境の負荷の低減に努めなければ、すぐに壊れ、元に戻らなくなってしまいます。限りある自然の恩恵を受けるために、資源やエネルギーの有効利用を推進し、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から、将来において地球の資源が永続的に持続できるような、環境に配慮した循環型社会へ変わっていくことが必要です。

○ 豊かな環境を保護し、人と自然との共生の実現を目指すこと

わたしたちは、自然の恵みによって生きている生物です。わたしたちすべての社会活動が多様な生態系を基盤として成り立っていることから、日常生活や事業活動などのさまざまな場面で、自然との触れ合いを保ち、自然との調和を認識し、自然環境を保護していくことが必要です。

○ 歴史的景観を保存・活用し、その環境を将来にわたって維持すること

地域固有の環境や文化が、歴史を生み、伝統を育ててきました。わたしたちは、先人が 磨き上げた伝統と文化及び地域の風土に囲まれた独自の自然景観が将来へ継承されるよ う、その環境の保全と活用に努めることが必要です。

○ 全ての人が地球環境保全を自分自身の問題と考え、積極的に保全行動を行うこと

平均気温の上昇、台風の大型化やゲリラ豪雨などの異常気象、海面の上昇など、影響が多岐にわたる地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少などの地球環境問題は、わたしたち一人ひとりの生活や社会活動に伴う資源やエネルギーの消費に起因し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。日常的・積極的保全活動の一つひとつが地球を守り、人類の福祉に貢献することを認識し、取り組みを進めていくことが必要です。

二本松市環境基本条例 (抜粋)

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの意識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行なわなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行なわなければならない。
- 3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行なわなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。



本計画は、二本松市環境基本条例第10条の規定に基づき策定され、市の将来の環境像 を具現化していくための基本となるものであり、市が策定するその他の関連する計画や 国・県の環境基本計画、環境保全活動への取り組みとも連携して、市、市民、市民団体、 事業者及び滞在者が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていく際の指針となる ものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3第3項の規定に基づく、実 行計画を包含した計画として位置づけています。

【国】

- ・環境基本法
- 環境基本計画
- 地球温暖化対策の推 進に関する法律
- 地球温暖化対策計画

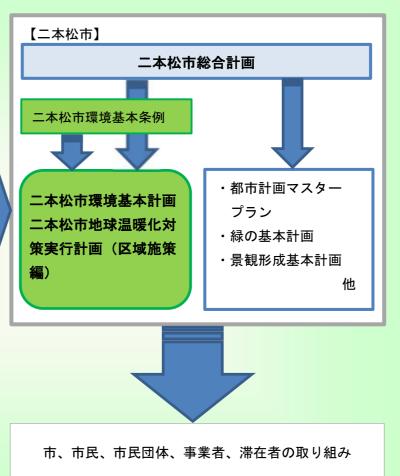
他

【福島県】

- 環境基本条例
- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行 計画 他

• 一般廃棄物処理基本

計画



本計画の対象範囲は二本松市全域とします。

また、本計画の対象とする環境の範囲は、二本松市環境基本条例第 9 条に規定されている基本指針を踏まえ、以下に示す4つとします。

生活環境

良好な水や大気の状況など、安全と健康が守られた環境

自然環境

多様な生態系が確保され、あるべき姿として保全される環境

地域環境

自然との豊かなふれあいや良好な快適性がある環境

地球環境

持続可能な循環型社会による地球規模での環境

また、本実行計画が対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 に定められる温室効果ガスのうち、エネルギー起源の二酸化炭素及び一般廃棄物起源の 二酸化炭素とします。

二本松市環境基本条例 (抜粋)

(基本指針)

- 第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当っては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。
 - (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保存されること。
 - (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
 - (4) 持続可能な循環型社会の形成を推進するとともに、地球環境保全に貢献すること。

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成31年度から令和10年度までの10年間とします。

ただし、二本松市総合計画の改定やエネルギー政策など国の動向との整合を図るため必要に応じて計画の見直しを行います。

※本計画は二本松市総合計画の基本目標と方策の柱に掲げる5つの「まち」の実現のため、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、この計画に基づき目標と行動計画を 定め、進捗状況の確認を行いながら取り組みを進めていきます。

5. 市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割

本計画を確実に推進し、環境像の達成を図るためには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割(責務)を明らかにし、その役割(責務)を果たすことが大切です。

市の役割 (責務)

- 自然の条件や社会的な条件を踏まえた総合的な施策を策定し、実施します。また、 必要に応じ各関係機関と協力し、推進します。
- 環境負荷の低減を目指した施策を推進します。
- 市民、市民団体、事業者及び滞在者が本計画に基づく取り組みを自発的に行えるよう支援を行います。
- 環境問題についての情報の発信を行います。

市民の役割 (責務)

- 環境問題は、日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生することを認識し、廃棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約、その他の環境への負荷を低減します。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

市民団体の役割 (責務)

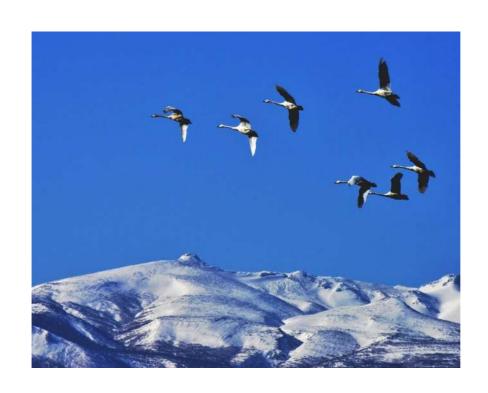
- 環境問題は、全ての主体が参加、協力して実践することが必要であり、各主体の協働と責務に応じた取り組みの推進を図ります。
- 地域における活動拠点となり環境活動の環を広げていきます。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

事業者の役割 (責務)

- 事業活動に伴って環境への負荷が発生することを認識し、公害の防止や自然環境の 適切な保全のために、必要な措置を行います。また、廃棄物の抑制、適正な処理及 び再生資源につながる原材料の利用など、環境への負荷の低減を図ります。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

滞在者の役割(責務) ※滞在者…本市に観光、労働、就学などの目的でとどまる者

- 本市に観光、労働、就学その他の目的で滞在することによって、環境へ負荷を与えていることを認識し、廃棄物の分別や省エネルギーの実施など負荷の低減を図ります。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。



第1章 計画の基本的事項 10